

カンボジア王国  
国民 信仰 国王

カンボジア王国政府

No. 562 ANK.BK

特定品目に係る特別税率の改訂に関する政令

カンボジア王国政府は、以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2013 年 9 月 24 日付勅令第 NS/RKT/0913/903 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- 財政システム法を公布する 1993 年 12 月 28 日付勅令第 01.NS 号、これを改正した 1995 年財政管理法及び同法を公布する 1994 年 12 月 31 日付勅令第 01.NS/94 号、これを改正した 2000 年財政管理法及び同法を公布する 1999 年 12 月 29 日付勅令第 NS/RKM/1299/15 号
- 1995 年財政管理法の改正法を公布する 1995 年 9 月 1 日付勅令第 NS/0995/01 号
- 税法を公布する 1997 年 2 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0297/03 号
- 関税法を公布する 2007 年 7 月 20 日付勅令第 NS/RKM/0707/017 号
- 公的財政システム法を公布する 2008 年 5 月 13 日付勅令第 NS/RKM/0508/016 号
- 2001 年財政管理法を公布する 2000 年 12 月 30 日付勅令第 NS/RKM/1200/012 号
- 2010 年財政管理法を公布する 2009 年 12 月 16 日付王国法 NS/RKM/1209/021 号
- 特定品目の関税率を改訂する 2001 年 5 月 25 日付政令第 44/ANK/BK 号
- 特定品目の関税と特別税を改訂する 2001 年 11 月 29 日付政令第 120/ANK/BK 号
- 特定品目・サービスの関税と特別税の改訂及び石油製品に関する追加関税に関する 2003 年 11 月 17 日付政令第 73/ANK/BK 号
- 特定品目の関税と特別税の改訂に関する 2003 年 11 月 17 日付政令第 74/ANK/BK 号
- 特定品目の特別税と輸出関税率を改訂する 2010 年 1 月 15 日付政令第 11/ANK/BK 号
- 特定品目の特別税と輸出関税率を改訂する 2010 年 12 月 29 日付政令第 172/ANK/BK 号
- 特定品目の特別税と輸出関税率を改訂する 2011 年 11 月 30 日付政令第 269/ANK/BK 号
- 特定品目の特別税と輸出関税率を改訂する 2012 年 6 月 11 日付政令第 88/ANK/BK 号
- 特定品目の特別税の改訂に関する 2013 年 12 月 11 日付政令第 562/ANK/BK 号
- 特定品目の特別税の改訂に関する 2014 年 3 月 26 日付政令第 150/ANK/BK 号
- 本件に関する経済財政省の提議書

次の通り決定する

## 第1条

カンボジア関税率表の以下の分類番号の133品目の特別税率を20%から30%に引き上げる。

			8701.20.10	8701.20.90
8702.10.10	8702.10.41	8702.10.49	8702.10.50	8702.10.60
8702.10.71	8702.10.79	8702.10.81	8702.10.89	8702.10.90
8702.90.12	8702.90.13	8702.90.14	8702.90.19	8702.90.92
8702.90.93	8702.90.94	8702.90.95	8702.90.99	8704.10.13
8704.10.14	8704.10.15	8704.10.16	8704.10.17	8704.10.18
8704.10.23	8704.10.24	8704.10.25	8704.10.26	8704.10.27
8704.10.28	8704.21.11	8704.21.19	8704.21.21	8704.21.23
8704.21.24	8704.21.25	8704.21.29	8704.22.11	8704.22.19
8704.22.21	8704.22.23	8704.22.24	8704.22.25	8704.22.29
8704.22.31	8704.22.39	8704.22.41	8704.22.43	8704.22.44
8704.22.45	8704.22.51	8704.22.59	8704.23.11	8704.23.19
8704.23.21	8704.23.23	8704.23.24	8704.23.25	8704.23.29
8704.23.51	8704.23.59	8704.23.61	8704.23.63	8704.23.64
8704.23.65	8704.23.66	8704.23.69	8704.23.71	8704.23.79
8704.23.81	8704.23.83	8704.23.84	8704.23.85	8704.23.86
8704.23.89	8704.31.11	8704.31.19	8704.31.21	8704.31.23
8704.31.24	8704.31.25	8704.31.29	8704.32.11	8704.32.19
8704.32.21	8704.32.23	8704.32.24	8704.32.25	8704.32.29
8704.32.31	8704.32.39	8704.32.41	8704.32.43	8704.32.44
8704.32.45	8704.32.46	8704.32.49	8704.32.51	8704.32.59
8704.32.61	8704.32.63	8704.32.64	8704.32.65	8704.32.69
8704.32.72	8704.32.79	8704.32.81	8704.32.83	8704.32.84
8704.32.85	8704.32.86	8704.32.89	8704.32.91	8704.32.92
8704.32.93	8704.32.95	8704.32.96	8704.32.97	8704.32.98
8704.32.99	8704.90.10	8704.90.91	8704.90.92	8704.90.93
8704.90.94	8704.90.99	8705.10.00	8705.20.00	8705.40.00
8705.90.90				

## 第2条

カンボジア関税率表の以下の分類番号の80品目の特別税率を45%から50%に引き上げる。

		8703.10.10	8703.10.90	8703.22.11
8703.22.19	8703.22.21	8703.22.29	8703.22.92	8703.22.99
8703.23.40	8703.23.51	8703.23.52	8703.23.53	8703.23.54
8703.23.61	8703.23.62	8703.23.63	8702.23.64	8703.23.71
8703.23.72	8703.23.73	8703.23.74	8703.23.91	8703.23.92
8703.23.93	8703.23.94	8703.24.41	8703.24.49	8703.24.51
8703.24.59	8703.24.70	8703.24.81	8703.24.89	8703.24.91
8703.24.99	8703.31.11	8703.31.19	8703.31.20	8703.31.40
8703.31.50	8703.31.81	8703.31.89	8703.31.91	8703.31.99
8703.32.42	8703.32.43	8703.32.44	8703.32.49	8703.32.52
8703.32.53	8703.32.54	8703.32.59	8703.32.60	8703.32.71
8703.32.72	8703.32.73	8703.32.79	8703.32.92	8703.32.93
8703.32.94	8703.32.99	8703.33.43	8703.33.44	8703.33.45
8703.33.49	8703.33.53	8703.33.54	8703.33.55	8703.33.59
8703.33.70	8703.33.81	8703.33.89	8703.33.91	8703.33.99
8703.90.12	8703.90.13	8703.90.19	8703.90.50	8703.90.70
8703.90.80	8703.90.90			

### 第3条

カンボジア関税率表の以下の分類番号の10品目の特別税率を15%から25%に引き上げる。

		8703.21.10	8703.21.22	8703.21.23
8703.21.24	8703.21.29	8703.21.31	8703.21.39	8703.21.91
8703.21.92	And 8703.21.99			

### 第4条

カンボジア関税率表の以下の分類番号の3品目の特別税率を0%から10%に引き上げる。

8517.11.00	8517.12.00	8517.18.00
------------	------------	------------

### 第5条

本政令に反する全ての規程は無効とする。

### 第6条

(仮訳)

閣僚評議会担当大臣、経済財政大臣、全ての関係省庁・評議会の大臣及び次官は、所管に従い  
2014年1月1日から本政令を有効に施行する。

プノンペン 2013年12月11日

首相

署名

サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・デコ フン・セン

カンボジア王国政府首相サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・デコ フン・セン首相に通知を提出  
した。

オウン・ボン・モニロット

経済財政大臣

提出先:

王宮省

憲法評議会事務局

上院事務局

国民議会事務局

王国政府事務局

首相府

州庁及び特別都庁

第6条に規定する通り

官報

公文書保管所

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、  
正確を期すためには 原文をご参照ください。